

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>1. 多様な行政ニーズに対応するため、通知カードを紛失等した場合に通知カードの再交付を経ることなく個人番号カードの交付を受けたり、個人番号カードを紛失等した場合に個人番号カードの再交付を経ることなく通知カードの交付を受けたりすることができるようにするべきだと思います。</p>	<p>通知カードを紛失した場合等、令第11条第1項各号に該当した場合には、通知カードの再交付を受けることができますが、通知カードの再交付を経ずに個人番号カードの交付を受けることも可能です。また、個人番号カードの紛失等により、個人番号カードの交付を受けている者でなくなった場合には、個人番号カード、通知カードいずれかの再交付を受けることができます。</p>
2	<p>2. 本件省令案別記様式第2備考4は、「表面には追記欄を設ける。」としています。 しかし、表面に追記欄を設けるのは、スペース的にかなり苦しいと思います。 もっとも、裏面には、個人番号が記載されることから、裏面に追記欄を設けるのは、個人情報保護上妥当でないと思います。 したがって、個人番号カードにおいては、追記欄を設けても設けなくてもよいこととし、同備考4の規定は、「追記欄を設ける場合は、表面に設ける。」などとするべきだと思います。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)第17条第3項及び第4項において、住民基本台帳法第24条の2第1項に規定する最初の転入届及びカード記録事項の変更があった場合には、カード記録事項の変更等の措置を講じるものとされており、個人番号カードを継続的に利用いただくためにも、追記欄は必須と考えています。</p>
3	<p>個人番号の活用の一つとして、災害時に通帳や保険証書等を失った場合でも金融機関等へ個人番号を告げることで預金や保険等の契約状況の把握が容易となるとありましたが、実際に現金の取受時に本人確認を行う方法に疑問を感じています。そうした状況の方は避難所生活をしている状況が想定され、個人番号カード再交付時の通知を自宅で受け取れないことから厳格な本人確認がしにくいと思われれます。 そこで確実に本人へ個人番号カードを交付するため、発行済みのカードと全く同じ(写真も有効期限も)カードを再出力することで、申請時に写真が不要で交付時にも以前の写真で本人確認が行えるようにならないでしょうか？ 災害時に役に立つとの説明をしても、カードを何時も携帯しているわけではなく家もろとも失えば何の役にも立たないとの意見が多く聞かされることから、少しでもインセンティブが得られる道を付けてもらいたいので、よろしくをお願いします。</p>	<p>個人番号カードには、氏名、住所、生年月日及び性別を記載することとしており、申請後にこれらの情報が変更となる可能性があること、また、個人番号カードには写真を表示することとしており、容貌が経年変化すること等から、過去の申請に基づいて、個人番号カードを再交付することは適切でないと考えています。</p>
4	<p>第5条の算式は、情報セキュリティの観点から脆弱性が存在する。専門家の意見を踏まえ、より数学的に(確率論的に適切に)検査用数字を算出すべきである。</p>	<p>個人番号の検査用数字については、これまでの住基ネットにおける運用実績等も踏まえた上で、住民票コードの検査用数字と同様の算式としています。</p>
5	<p>様式について (1)省令案に規定された次の様式は、各市区町村が定める必要があるのか？ (2)総務省において、統一的な様式例を示すのか？省令案にある記載事項に市区町村の裁量によって項目追加できるのか？ 省令案第20条に規定する「交付申請書」 省令案第28条第1項に規定する「再交付申請書」 省令案第28条第5項に規定する「個人番号カードを発見した場合の書面」 省令案第31条「個人番号カードの返納届」等</p>	<p>(1)(2)本省令等で規定されている届出については、住民基本台帳カードの運用を参考に、必要に応じて通知等で様式例を示す予定です。市町村においては、当該様式例を参考に、様式を作成することになります。</p>
6	<p>1. 第2条及び第13条中「氏名及び住所」を「氏名及び出生の年月日又は住所」と修正する。 理由 本人確認の措置について「旅券」で本人確認するときは、「氏名と出生の年月日」で確認することとなるため。</p>	<p>第2条(従前の個人番号に代わる個人番号の指定)については、住民票コードの変更手続を参考に、個人番号及び当該個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号。以下「令」という。)第3条第1項)のほか、氏名及び住所の記載を、第13条(通知カードの返納届)については、住民基本台帳カードの返納届の記載事項を参考に、氏名及び住所の記載を求めるとしてしています。 なお、各手続における本人確認のため、必要な場合には、氏名及び住所以外の事項についても確認することになると考えています。</p>

7	<p>2. 第15条中「還付するものとする。」を「還付するものとする。ただし、当該市町村長が還付を受けるべき者の住所、居所が明らかでないとき、その他還付をすることが困難であると認めるときは、その還付に代えて、その旨を公示することができる。」と修正する。 理由 国外への転出届書が送付による場合で、既に国内に居住していなく、家族もいないため、還付することができないことがあると考えられるため。</p>	<p>通知カードの還付は、通知カードの交付を受けていた者が国外で自身の個人番号を確認できるようにするために行うものであり、基本的には国外転出前に必要な手続をしていただく必要があると考えています。</p>
8	<p>3. 第26条1項中「当該各号に定める期間とする」を「当該各号に定める日が経過するまでの期間とする」と、第26条1項1号、1項2号中「誕生日まで」を「誕生日」と、第27条1項中「それぞれ同表の下欄に掲げる期間」を「それぞれ同表の下欄に定める日が経過するまでの期間」と、同項中の同表の下欄の表中「在留期間の満了の日まで」、「経過する日まで」を「在留期間の満了の日」、「経過する日」と、第27条2項1号、同項2号中「仮定有効期間満了日)まで」を「仮定有効期間満了日)」とそれぞれ修正する。 理由 民法14条の規定により、「期間は、その末日の終了をもって満了する」との規定による。</p>	<p>修正の必要はないものと考えています。</p>
9	<p>1. 第22条中、個人番号カードの交付申請書に添付する写真の規格については、旅券法施行規則第1条に規定する要件と同様とすべきではないかと考えます。 理由 写真が不鮮明(例 メガネを掛けている、髪の毛が顔にかかっている、顔の輪郭がハッキリしない等)、個人でプリントアウトした写真で遠景からのものなどでは、本人確認書類として不相当であることを明確にするため。</p>	<p>第22条の個人番号カードの交付申請書に添付する写真については、住民基本台帳カードの交付申請書に添付する写真に係る規定を参考に規定していますが、特段修正の必要はないものと考えています。</p>
10	<p>2. 第23条中「15年間保存」を「5年間保存」と修正する。 理由 法75条では「偽りその他不正の手段により交付を受けた者は、6月以下の懲役」と規定されており、この刑罰にかかる時効の期間は、刑法32条4号の規定で5年とされているため、交付申請日から5年を経過した場合には刑罪に問えないため。</p>	<p>公的個人認証サービスの電子証明書に係る発行申請書の保存期間については、現在、発行申請書を受領した日から、電子証明書の有効期間(現行制度では、発行の日から起算して3年。番号制度後は、原則として発行の日から5回目の誕生日までとされる予定)の満了すべき日から起算して10年を経過する日までとされていますが、番号制度後は、これを踏まえて、発行申請書を受領した日から15年とされる予定です。 個人番号カードの交付申請書については、電子証明書の発行申請書と併せて保存する運用も想定されるため、これらの書類の保存期間を揃えることとし、個人番号カードの交付申請書の保存期間をその受理の日から15年とすることとしています。</p>
11	<p>3. 第27条3項中「当該再交付された個人番号カード」の後に、『と、「個人番号カードの発行の日」とあるのは「当該再交付された個人番号カードの発行の日』』を追加する。 第27条4項中「当該新たな個人番号カード」の後に、『と、「個人番号カードの発行の日」とあるのは「当該新たな個人番号カードの発行の日』』を追加する。 理由 読み替えて適用する条文中に、不備と思われるものがあるため。</p>	<p>修正の必要はないものと考えています。</p>
12	<p>1. 第36条1項5号、37条1項1号、同項4号中「個人番号カード交付通知書」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条に規定する交付申請者に対して文書で照会したその回答書(以下「個人番号カード交付照会・回答書」という。))と修正する。 理由 「個人番号カード交付通知書」は、施行規則で規定する「照会したその回答書」が適当であると思われるため。</p>	<p>第35条第1項第5号(意見募集時点の省令案では、第36条第1項第5号)に規定する個人番号カード交付通知書は、個人番号カードを交付するため、住所地市町村長が交付申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府・総務省令第三号。以下「則」という。)第13条に規定する照会回答書(交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書)とは必ずしも同一ではありません。</p>
13	<p>2. 省令中に次の条文を追加する。 (申請書等の紙質等) 第〇〇条 個人番号カードに係る交付申請書等は、その紙質、印刷等について総務大臣の承認を受けたものでなければならない。 2 個人番号カードに係る交付申請書等は、折損し、又は汚損したものであってはならない。 理由 交付申請書の紙質、印刷方法等について全国的に統一したものとするため。交付申請書の折り曲げ、汚損した申請書での申請ができないことを明確にするため(交付申請書の読み取り機器によるデータ保存を想定したため)。</p>	<p>個人番号カードの交付申請書の紙質、印刷等については、本省令上で規定する必要はないものと考えています。</p>

14	<p>3. 1の法律施行規則附則第2条3項の条文では読み替えができませんので検討をお願いします。 例 同項の条文中『「前条」とあるのは「第12条第1項」とあるのは「前条」とあるのは「附則第2条第3項の規定により読み替えて適用する第12条第1項」と規定されていますが、これに該当する第12条の条文はありません。</p>	<p>別の省令(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則)についてのご指摘であるため、御意見として承ります。</p>
15	<p>本省令の附則において、第38条の委任については法附則第1条第4号施行日から施行するとされているが、通知カードの発送といった、法施行日の対応に係る委任も法附則第4号施行日からではないと委任できないのか。</p>	<p>市町村からの委任に基づき、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)において必要な手続を行うため、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る規定については、原則として公布の日から施行することとします。</p>
16	<p>附則第1条第2号により、第36条(通知カード・個人番号カード関連事務)の施行期日は法附則第1条第4号に規定する日と定められていますが、法施行当初の通知カードの作成はこの日より前に予定されているため、今回の省令案では法施行当初には機構に通知カードの作成を委任できないこととなってしまいます。したがって、附則第1条第1号に第36条を加え、省令公布の日から施行されるようにすべきだと思います。</p>	<p>市町村からの委任に基づき、機構において必要な手続を行うため、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る規定については、原則として公布の日から施行することとします。</p>
17	<p>第23条で交付申請書の保存期限が15年と定められているが、カードの有効期限が最長10年であれば、申請書の保存期間は申請書の受理の翌年から10年で十分でないか。</p>	<p>公的個人認証サービスの電子証明書に係る発行申請書の保存期間については、現在、発行申請書を受理した日から、電子証明書の有効期間(現行制度では、発行の日から起算して3年。番号制度後は、原則として発行の日から5回目の誕生日までとされる予定)の満了すべき日から起算して10年を経過する日までとされていますが、番号制度後は、これを踏まえて、発行申請書を受理した日から15年とされる予定です。 個人番号カードの交付申請書については、電子証明書の発行申請書と併せて保存する運用も想定されるため、これらの書類の保存期間を揃えることとし、個人番号カードの交付申請書の保存期間をその受理の日から15年とすることとしています。</p>
18	<p>通知カードについて紛失や消失等の場合、再交付が認められているが、個人番号カードの普及促進の面から考えると、再交付を認めるのではなく個人カードの申請を促すべきであると考えます。</p>	<p>個人番号カードは、個人番号の提供手続における本人確認の際、一枚で番号確認及び身元確認が可能となる本人確認書類であり、個人番号制度の普及に欠かせないカードであると考えています。よって、市町村において個人番号カードの交付の手続に関する情報提供を行い、多くの方に個人番号カードを取得していただくことが望ましいと考えていますが、個人番号カードではなく通知カードの利用の希望がある場合も想定されるため、通知カードについても再交付を行うこととしています。</p>
19	<p>通知カードについては個人番号が表面に記載されているため、本人確認の手段としてコピーした際に個人番号の収集にあたり、法令に違反するケースが発生するおそれが考えられるがどのように考えられていますか。</p>	<p>個人番号を提供する際の本人確認手続において、通知カードは、個人番号利用事務等実施者が個人番号を確認するための書類として用いられることとなりますが、併せて身元確認を行うため、別途運転免許証等の証明書類の提示を受けるものとされています。当該手続の一貫で、個人番号利用事務等実施者が通知カードの複写を取得することは差し支えないものと考えています。</p>
20	<p>1. 第11条の規定に、通知カードの再交付申請書が提出された場合の本人確認手続・措置についての条文の追加が必要と思われます。 理由 法第7条8項中に「その他通知カードに関し必要な事項は総務省令で定める」と記載されているため</p>	<p>通知カードの再交付手続の際の本人確認について、追加して規定することとします。</p>

21	<p>2. 第28条の規定に、個人番号カードの再交付申請書が提出された場合の本人確認手続・措置についての条文の追加が必要と思われます。</p> <p>第29条の規定に、個人番号カードの交付を受けている者が、当該個人番号カードの有効期間内に新たな個人番号カードの交付申請書を提出した場合の本人確認手続・措置についての条文の追加が必要と思われます。</p> <p>第34条の次に、個人番号カードの交付を受けている者が当該個人番号カードの暗証番号の変更をしようとする場合の申請の方法、暗証番号変更申請書が提出された場合の本人確認手続・措置について、条文の追加が必要と思われます。</p> <p>理由 法第17条8項中に「個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他の個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める」と規定されているため</p>	<p>住民基本台帳カードに関する規定の例にならない、特段の規定は置かないこととしています。</p> <p>実際の運用では、個人番号カードの交付の際の本人確認に準じて本人確認を行うこととなります。</p>
22	<p>第11条(通知カードの再交付の申請等)について</p> <p>通知カードは個人番号カードを普及させるまでの一時的なカードではないのか。安易に通知カードの再交付申請をさせたり、ましてや、住所変更等の際に通知カードに新住所などを記載変更する必要があるのか。行政効率化を考え、個人番号カードを普及させ利用を促進させるならば、通知カードの再交付は原則不可とし、やむを得ない場合はある程度の理由や条件をつけて行なってはどうか。</p>	<p>個人番号カードは、個人番号の提供手続における本人確認の際、一枚で番号確認及び身元確認が可能となる本人確認書類であり、個人番号制度の普及に欠かせないカードであると考えています。よって、市町村等において、個人番号カードの交付の手続に関する情報提供を行い、多くの方に個人番号カードを取得していただくことが望ましいと考えていますが、個人番号カードではなく通知カードの利用の希望がある場合も想定されるため、通知カードについても再交付を行うこととしています。通知カードの再交付については、本省令の第11条第1項各号で再交付を受けられる場合を限定的に規定しているところです。</p> <p>また、通知カードの記載事項の変更については、法第7条第4項及び第5項で規定されており、通知カードの記載事項の変更により、通知カードを継続利用するものとされています。</p>
23	<p>第23条(交付申請書の保存)について</p> <p>十五年間も保存する必要があるのか。市区町村での申請書類の保存年限は1~3年程度が通例なので均衡がはかれない。第36条の3に委託に交付申請書の保存を委託させるということであるが、市民からの自己情報開示請求等の委託もされ、開示不開示の決定等も市区町村窓口を介さずに対応するのか。</p>	<p>公的個人認証サービスの電子証明書に係る発行申請書の保存期間については、現在、発行申請書を受理した日から、電子証明書の有効期間(現行制度では、発行の日から起算して3年。番号制度後は、原則として発行の日から5回目の誕生日までとされる予定)の満了すべき日から起算して10年を経過する日までとされていますが、番号制度後は、これを踏まえて、発行申請書を受理した日から15年とされる予定です。</p> <p>個人番号カードの交付申請書については、電子証明書の発行申請書と併せて保存する運用も想定されるため、これらの書類の保存期間を揃えることとし、個人番号カードの交付申請書の保存期間をその受理の日から15年とすることとしています。</p> <p>また、個人番号カードに係る情報の開示請求は、市町村長に対して行うこととなると考えています。</p>
24	<p>第28条(個人番号カードの再交付の申請等)について</p> <p>個人番号カードの再交付の際、紛失・焼失を除いては『当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならぬ』とされているが、個人番号カードはJ-LISで委託作成され市区町村から交付されることになっているので即日交付ではない。返納した後、数日間は所持できない期間が発生することになるが、再交付理由が軽度な汚損程度であれば、IC利用等が引き続き可能であることから、返納の上、再交付申請させるのではなく、再交付申請後の交付の際に返納させてはどうか。そうすれば、顔写真を確認して交付することも可能となる。</p>	<p>個人番号カードの再交付を求められることができるのは、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合であり、個人番号カードの使用自体が困難な場合と考えられるため、再交付の申請の際に個人番号カードを返納することとする必要があるものと考えています。</p>
25	<p>第29条(個人番号カードの有効期間の交付の申請等)について</p> <p>有効期間内の交付の申請について、『現に有する個人番号カードと引き換えに新たな個人番号カードを交付しなければならぬ。』とあるが、申請時ではなく、交付時ということではどうか。旧カードの顔写真の確認により新カードを交付することが可能になるので、交付時の引き換えが望ましい。同様に、第28条の再交付申請の際も、紛失・焼失を除いては交付時の引き換え交付としてはどうか。</p>	<p>個人番号カードの有効期間内の交付申請の手続では、現に有する個人番号カードは、新たな個人番号カードを交付する際に引き換えで返納することとなります。</p> <p>個人番号カードの再交付を求められることができるのは、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合であり、個人番号カードの使用自体が困難な場合と考えられるため、再交付の申請の際に個人番号カードを返納することとして差し支えないものと考えています。</p>

26	<p>第34条(個人番号カードの暗証番号)について 『個人番号カードの交付を受けるときは』とあるが、交付申請の時、交付申請書に暗証番号を記載させると解釈してよいか。平成27年10月より、個人番号カード交付について大量の申請が見込まれ、市区町村の窓口も混乱すると思われるが、カード交付時に暗証番号を設定するのであれば、相当の機械設備も必要になり、操作にかかる混雑も必至である。個人番号カード申請の際に申請書に記入させ、目隠しシール等で保護しておけば、当初申請の混乱を緩和させることができるのではないかと。今後、交付申請が市区町村窓口で行われるようになったとしても、交付時ではなく申請時に統一してはどうか。この場合、第21条の交付申請書の記載事項に暗証番号を追加する必要がある。 マイポータル等自身で各種手続きができるようになった場合、自宅パソコン等での暗証番号の変更等ができるようにしてはどうか。暗証番号を失念した場合の変更申請についても同様に、数種類の質問事項等本人確認をした上で、市区町村の窓口に出向くことなく申請ができるようにしてはどうか。</p>	<p>第33条(意見募集時点の省令案では、第34条)に規定する暗証番号は、個人番号カードを用いた転入届の特例や、住所地市町村以外の市町村における住民票の写しの交付の特例等の手続において、個人番号カードを用いた本人確認が必要な場合に利用することとなるものです。 この暗証番号は、個人番号カード交付時に、原則として本人が設定すべきものと考えています。 暗証番号の設定方法については、ご意見として承ります。</p>
27	<p>【第11条について】 (全般) 個人番号カードの紛失または焼失の後、個人番号カードの再交付を申請しない場合は、通知カードの再交付の申請ができる条件とならないのか。 (第4号及び第6号について) 令第5条第2項及び令第15条第3項の規定による通知カード・個人番号カードの返納では、返納前に住民基本台帳法に記録されることがあり得る(国外からの転入届や転入した日から14日を経過した後の転入届、在留資格の取得届による住民票への記録後に、以前のカードを返納する場合)。そのため「返納した後、いずれかの市町村の備える住民基本台帳に記録されたとき」とすると、前後関係に矛盾の生じる場合があるのではないだろうか。 また、特に個人番号カードの場合、返納前であっても令第14条各号より既にその個人番号カードが失効していることを考えると、失効を以て通知カードの再交付の申請の要件としてよいのではないかと。</p>	<p>個人番号カードを紛失した場合等についても、第11条第1項の通知カードの再交付事由として規定することとします。 個人番号カード又は通知カードの返納と住民基本台帳への記録の先後については、個人番号カード又は通知カードがそれぞれの返納事由に該当した場合には、当該個人番号カード又は当該通知カードは遅滞なく返納すべきものであるため、ご指摘のような矛盾は生じないものと考えています。 また、令第14条第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当して失効した個人番号カードは、令第15条第3項に基づき、遅滞なく返納すべきであり、個人番号カードが失効したことをもって再交付申請できることとするのは適当でないと考えています。</p>
28	<p>【第15条・第32条について】 国外への転出者への還付は主に郵送によるものになると考えられるが、国によって郵送事情が異なるなど、一律で還付とするのは難しい。「還付を求めることができる」との規定として希望者への還付とするか、還付以外の方法で国外から自身の個人番号を知ることができる制度を整える方がよいのではないかと。また、特に個人番号カードについては還付すると令第17条において「返納された個人番号カードを廃棄しなければならない」となっていることに矛盾するのではないかと。</p>	<p>通知カードの還付は、通知カード又は個人番号カードを交付することのできない国外転出者について、国外で自身の個人番号を確認できるようにするために行うものであり、基本的には国外転出前に必要な手続をさせていただく必要があると考えています。 また、第32条の個人番号カードの還付の規定と令第17条の個人番号カードの廃棄の規定の関係を明確化するため、第32条第2項を新設することとします。</p>
29	<p>【第29条第3項について】 有効期間が三月未満となった場合の有効期間内交付について、新たな個人番号カードの有効期間が発行の日から十一回目の誕生日までとすることは「更新」というイメージができてわかりやすい。しかし追記欄の余白がなくなった場合の有効期間内交付では、有効期間は十回目の誕生日まででよいのではないかと。</p>	<p>個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が三月未満となった場合のみ、新たな個人番号カードの有効期間を、その発行の日から十一回目(二十歳未満の者については六回目)の誕生日までとすることとします。</p>
30	<p>【第36条第2項について】 交付申請者の利便性や第10条第2号の情報提供の円滑さ等のために、「交付申請書の用紙及びこれらに関する印刷物の作成」についても委任市町村長が行わないとする事務から除いた方がよいのではないかと。(委任市町村長が行うことができることとなれば、たとえば通知カードの追記等をした際に市町村が個人番号カードの案内文を独自で作成し配布することができる。また、通知カードの追記等をした際に個人番号カードの交付申請書を渡すことが最も有効な情報提供となると考えられるが、市町村においても申請書を印刷できるとしていただいた方が急な在庫不足等にも対応できて事務が円滑になるとと思われる。)</p>	<p>第35条第1項第1号(意見募集時点の省令案では、第36条第1項第1号)に規定する交付申請書の用紙及びこれらに関する印刷物の作成について、同条第2項において委任市町村長が行わないこととする事務から除くこととします。</p>

31	<p>【個人番号カードの再交付の申請等について】 第36条に「再交付申請書の受付及び保存」が入っていないが「交付申請書の受付及び保存」に含まれるのか。それとも再交付申請に関する事項は委任事項に入らないのか。</p> <p>・委任事項に入らない場合 交付申請は機構への委任・再交付申請は市町村長となると、再交付か新規交付かによって受付の窓口が異なることとなり、申請者が窓口を混同する等の混乱が予想されるため、委任事項に入れていただきたい。</p> <p>・委任事項に入る場合 第28条第2項に「現に交付を受けている個人番号カードを紛失し、または消失した場合を除き、当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならない」とあるが、返納の窓口は市町村・再交付申請の窓口は機構とわかれるため、申請者には(1)市町村窓口にて返納(2)機構にて申請(3)市町村窓口にて交付を受ける、という形で手間が生じる。返納を再交付の申請前でなく交付を受ける際とすれば手間が減じるのではないのか。</p>	<p>個人番号カードの再交付手続では、市町村において、個人番号カードの再交付事由に当たるか等について確認を行う必要がありますが、機構に通知カード・個人番号カード関連事務を委託した場合、市町村から機構に再交付申請書の情報を提供し、機構において個人番号カードを作成することとなるため、機構への委任事項として「再交付申請書の受付及び保存」を追加することとします。</p>
32	<p>提出意見： 第10条第1項第2号は削除すべき。 理由 市町村の余計な事務負担を増やすべきではない。 来庁者の手続きに要する時間を増やすべきではない。 現段階において個人番号カードの交付枚数を増やしても、国民の利便性の向上に何も寄与しないにもかかわらず、発行枚数を増やそうとする姿勢に大いに疑問を感じます。 利便性を向上させるというのであれば、具体的なビジョンを国民に提示すべき。</p>	<p>個人番号カードは、個人番号の提供手続における本人確認の際、一枚で番号確認及び身元確認が可能となる本人確認書類であり、個人番号制度の普及に欠かせないカードであると考えています。よって、市町村において個人番号カードの交付の手続に関する情報提供を行い、多くの方に個人番号カードを取得していただくことが望ましいと考えています。</p>
33	<p>第23条に記載されている保存期間が、15年となっているが長すぎると思われる。 書類を保管するスペースの確保を考えると、せいぜい5年間で現実的できである。 15年にこだわるのであれば、せめて申請書を画像ファイルに変換した上で保管することを可能としていただきたい。 なお、申請書の保管を地方公共団体情報システム機構が行うことになるとしても、保管場所の確保に要する費用は、市町村の負担金に跳ね返ってくることになるので、安易に長くすれば無難であろうなどご判断なされないようにしていただきたい。</p>	<p>公的個人認証サービスの電子証明書に係る発行申請書の保存期間については、現在、発行申請書を受理した日から、電子証明書の有効期間(現行制度では、発行の日から起算して3年。番号制度後は、原則として発行の日から5回目の誕生日までとされる予定)の満了すべき日から起算して10年を経過する日までとされていますが、番号制度後は、これを踏まえて、発行申請書を受理した日から15年とされる予定です。 個人番号カードの交付申請書については、電子証明書の発行申請書と併せて保存する運用も想定されるため、これらの書類の保存期間を揃えることとし、個人番号カードの交付申請書の保存期間をその受理の日から15年とすることとしています。</p>
34	<p>ネットのパスワードでもしょっちゅう変えないと危険な昨今。 カードの紛失や番号そのものの漏えいなど簡単に起きてしまうだろう。 通導入したいのは要は役所が楽したいから。 それに対して一般国民に追わせるリスクが大きすぎると考える。 漏えいが起きると企業の場合は死活問題となるが、役所の場合は責任を追及はされてもほとんど痛みを伴わない。それも問題。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
35	<p>マイナンバーには反対です。 国や行政機関はマイナンバー制度によって国民の個人情報の取り扱いがカンタンになるのかもしれませんが、そのぶん、漏えいした際の被害が甚大なものになると思います。その際の被害を被るのは国民です。 万が一、情報が漏えいした場合、どう対処するおつもりなのでしょうか？ その責任の所在はどうなるのでしょうか？</p>	<p>御意見として承ります。</p>

36	<p>全ての個人に関する情報を国が管理することには反対です。 万が一もれることがあったら、どこがどう責任をとってくれるのでしょうか？ 現在でも役所での情報漏洩があります。 大企業でも情報漏洩しています。 完璧なシステムがない現状では、絶対反対です。 なぜ、そこまで一元管理されなければいけないのか…嫌悪感があります。 どこかの共産圏の国のようです。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
37	<p>省令(案)第32条において、国外転出者が個人番号カードを返納した場合、同カードにその旨を記載し返還するとありますが、番号利用法施行令第17条(返納された個人番号カードの廃棄)と矛盾しているのではないのでしょうか。</p>	<p>第32条の個人番号カードの還付の規定と令第17条の個人番号カードの廃棄の規定の関係を明確にするため、第32条第2項を新設することとします。</p>
38	<p>第11条について 第11条に通知カードの再交付について記載があるが、通知カードは単に個人番号の付与通知に過ぎないと考えられる。通知カードを再交付せずとも住民票等で個人番号の確認が可能であれば、通知カードを再交付する必要はないのではないかと。また、通知カードの再交付を認めることにより、個人番号カードが普及しなくなると思われるが如何か。</p>	<p>個人番号カードは、個人番号の提供手続における本人確認の際、一枚で番号確認及び身元確認が可能となる本人確認書類であり、個人番号制度の普及に欠かせないカードであると考えています。よって、市町村等において、個人番号カードの交付の手続に関する情報提供を行い、多くの方に個人番号カードを取得していただくことが望ましいと考えています。 一方で、番号法上、個人番号の提供手続においては、通知カード及び運転免許証等の証明書類の提示により番号確認及び身元確認を行うことができるものとされており、通知カードの利用の希望がある場合も想定されるため、通知カードについても再交付を行うこととしています。</p>
39	<p>第28条2項について 個人番号カードの再交付申請について、紛失及び焼失の場合を除き、当該個人番号カードを返納の上再交付を求めると記載があるが、個人番号カードは他に身分証明書を持たない者にとって唯一の身分証明書であるから、新しい個人番号カード受領までの間も返納せず有効な身分証明書として使えるようにしていただきたい。</p>	<p>個人番号カードの再交付を求められることができるのは、個人番号カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合であり、これらは当該個人番号カードの使用自体が困難な場合と考えられるため、再交付の申請の際に個人番号カードを返納することとする必要があるものと考えています。</p>
40	<p>第34条について 第34条に暗証番号の亡失等で変更を希望した時の取扱いについても記載を追加していただきたい。</p>	<p>個人番号カードの暗証番号を失念した場合の取扱いについては、通知等で示す予定です。</p>
41	<p>その他 マイナンバーカードの一時利用停止や停止解除についての申請方法や取扱いについての記載はないか。</p>	<p>個人番号カードの一時停止及び一時停止解除の際の手続については、通知等で示す予定です。</p>
42	<p>住基ネットシステムはどうなったのでしょうか。住基ネットシステムがあるのにまた新たな住民に番号をつけるシステムが必要になるとは思えません。ベネッセなどで起こった情報漏はどこにでも起こる可能性があります。テレビのニュースによれば、このシステムを導入するために自治体は非常に多くの費用がかかることがわかり、その費用が大きな負担になるとのことでした。 何から何まで不安なことばかりです。説明が足りません。納得できません。導入に強く反対します。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
43	<p>大きな企業のベネッセでも大規模な情報漏えいの問題がでました。ベネッセは国の学力調査を担うところでもあるようですが、情報はどのように完全に守るのでしょうか。もし、漏えいした場合、どのようにだれが責任を負うのでしょうか。また、不法に利用されることはないのでしょうか。大企業(保険会社など)や、もしくは政府などに利用されることはないのでしょうか。</p>	<p>御意見も踏まえ、制度の施行に万全を期してまいります。</p>

44	<p>【通知カードの再交付申請における交付方法について】</p> <p>通知カードの再交付は新たに個人番号を指定しないことから「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)の第7条に規定する「指定及び通知」に該当しないことから、個人番号の指定時の同法施行令第2条第2項に規定される「通知カードを送付する方法により」交付とするのか、対面で交付とするのか、その両方とするのか改めて明確にすべきです。</p>	<p>第11条第3項において、通知カードの再交付は、個人番号の通知と同様、通知カードを送付する方法による旨規定することとします。</p>
45	<p>【通知カードの再交付申請等について】</p> <p>通知カードでは裏面の追記欄等に変更に係る事項を記載するため(第10条第1項)、この追記欄の余白がなくなった場合には再交付の申請要件(第11条第1項第2号)に相当することから、再交付申請ができることを規定しています。余白がなくなった通知カードは交換により交付することが望ましいと考えますが、第11条第2項では再交付申請のため現に交付を受けている通知カードを返納することとされており、本人は合理的な理由無く通知カードを利用できない期間が存在することになります。これは再交付の申請要件に規定する「著しく損傷した場合」にも発生する問題です。そのため、何らかの方法により利用できない期間を無くす又は少なくすべきです。</p> <p>例えば、再交付時に返納が必要なときには返納された通知カードに再交付申請中であること及び再交付申請の日付を表面に明記し、これを返却し、新たな通知カードが再交付されるまでの間、利用できることとすれば利便性が高くなると考えます。この場合、通知カードに不可逆的な方法で朱書する、特定の位置に穴を開ける等により、返納すべきであった通知カードを再利用する、偽造品作成のための材料にする等の想定される脅威に対してもセキュリティ対策が可能と考えます。</p>	<p>通知カードの追記欄の余白がなくなったことにより、直ちに当該通知カードが使用できなくなるわけではありませんが、新たな通知カードは本人に直接送付する方法により再交付することとしており、確実に従前の通知カードの返納を受け、新たな通知カードを交付することとするため、再交付申請時に返納を受ける必要があるものと考えています。</p> <p>通知カードを著しく損傷した場合については、通知カードの使用自体が困難な場合と考えられるため、再交付の申請の際に通知カードを返納することとして差し支えないものと考えています。</p>
46	<p>【個人番号カードの再交付について】</p> <p>第28条1項に再交付の申請要件により、著しく損傷した場合は再交付申請ができると規定していますが、第28条2項では、当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めるとされており、これでは個人番号カードの利用できない期間ができてしまうため、申請時に返納するのではなく交付時に交換とすべきです。</p> <p>著しく破損した場合の程度にもよるのですが、ICチップのみの破損の場合に券面情報が利用可能な状況であれば、個人番号提供時の書類として利用可能なため、申請時に返納するのではなく交付時に交換の方が個人番号カードを利用できない期間がなく利便性を確保できると考えます。</p>	<p>個人番号カードを著しく損傷した場合については、個人番号カードの使用自体が困難な場合と考えられるため、再交付の申請の際に個人番号カードを返納することとして差し支えないものと考えています。</p>
47	<p>【個人番号カードの交付申請について】</p> <p>個人番号カードの交付申請につき申請書類による提出を予定(第20条乃至第23条)しています。現在、民間の金融機関等において口座開設時に電子的な方法により申請を実施しており、電子的な方法についても検討すべきです。</p> <p>これは第20条の但し書きに含まれるとも思料するところですが、通知カードの普及促進のため念のため記載いたします。</p>	<p>個人番号カードの交付申請については、第20条ただし書で規定する「総務大臣の定める方法」として、スマートフォンを用いたオンライン申請の方法を検討しています。</p>
48	<p>【個人番号カードの再交付申請の効果について】</p> <p>個人番号カードの再交付申請について第28条に規定するところ、この再交付申請の結果、該当することとなった個人番号カードは効力を失うことを規定しています。しかし、この効力を失うことにつき担保するための措置が採られないならば意味が無いと考えます。</p> <p>電磁的に記録された事項については電磁的な方法により失効することも可能と考えますが、個人番号カードに記載された事項により該当するかについても判断できるようにすべきです。そのため、別記様式第2において「発行日」、「交付日」、「再交付」またはその他再交付に係る記載により再交付であることを明認できるようにすべきです。</p>	<p>個人番号カードの再交付の求めがあったときには、従前の個人番号カードが返納され、当該従前の個人番号カードは失効することとなります。個人番号カードが失効すると、住民基本台帳ネットワークシステム上でやりとりする個人番号カードの運用状況に係る情報が「運用中」等から「廃止」に変更され、個人番号カードを用いた転入手続の特例や、住所地市町村以外の市町村における住民票の写しの交付の特例等の手続において、個人番号カードによる本人確認ができなくなります。</p> <p>なお、再交付する個人番号カードについて、その券面に再交付されたカードであることが分かるような表示を行うことは予定していません。</p>

49	<p>(1)第二章第二節 通知カードについて 通知カードは個人番号を通知するとともに、顔写真付きの本人確認書類とあわせて個人番号カードの代わりに本人確認に使用することができるかとされている。この本人確認書類としての使用について以下の点を確認したい。 1)有効期間の規定がないが、無期限に本人確認書類として使用できるということによいか。 2)一般に有効期間の記載がない場合、本人確認に使用できるのは6カ月とされているが、通知カードは無期限に使用できるとするならば、そのことを省令に明記すべきではないか。</p>	<p>(1)1)2)通知カードには有効期間を設けないこととしており、記載事項の変更等により券面記載事項の真正性を保ちつつ、継続的に利用することが可能です。この点について、特段規定を置く必要はないものと考えています。</p>
50	<p>(2)第三章 個人番号カードの第28条3について 紛失・焼失で再交付を申請する場合、その事実を疎明するに足る資料の添付が必要とされているが、添付できないと再交付は受けられないのか。例えば誤ってカードを燃やしてしまった場合、それを疎明する資料として何が添付できるのか。</p>	<p>(2)個人番号カードを紛失し、又は焼失して再交付を受ける際の手続について、詳細は検討中ですが、警察署に紛失を届け出たことに関する事実又は罹災証明に関する書類のほか、これらの提出が困難な場合には、紛失又は焼失の経緯を記載した書類の提出を求めることを想定しています。</p>
51	<p>(3)第三章 個人番号カードの第36条について 1)通知カード・個人番号カード関連事務を市町村長は地方公共団体情報システム機構に委任できることになっているが、この委任は一～八のすべてを一括しないといけないか。例えば、ドメスティック・バイオレンスの被害者について、カードの送付についてだけは機構に委任せず市町村長が行うということは可能か。 2)カード発行にかかわる個人情報が機構に保管管理されることになるが、この機構に保管管理される個人情報の保護について、省令で規定すべきではないか。</p>	<p>(3)1)通知カード・個人番号カード委任事務が複雑化し、全体として事務の効率が低下することを防ぐため、第35条第1項各号(意見募集時点の省令案では、第36条第1項各号)に掲げる事務は、一括して委任することを想定しています。ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害等により住民票を移さずに避難している者への通知カードの送付方法については、事前に住民票とは別の送付先を登録して送付することとする運用を検討中です。 2)機構における個人情報の保護については、告示で定めることを予定しています。</p>
52	<p>(4)第四章 特定個人情報の提供の第48条2について 情報提供記録の個人識別について、情報照会者と情報提供者は、法第2条第8項に規定する個人番号を用いて識別するとされている。 この法第2条第8項では、「個人番号」について「個人番号に対応し、当該個人行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む」と定義している。 1)この第48条2で用いる「個人番号」とは、いわゆるマイナンバーのことか、それとも情報連携用の符号のことか、それともその他のマイナンバーに対応して用いられる番号、記号か。 2)マイナンバーであるとした場合、情報連携ではマイナンバーは使用しないことになっているが、どうやってマイナンバーで特定個人の提供記録を識別するのか。 3)情報連携用の符号であるとした場合、第48条3では「個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号」と記載されているのに、第48条2ではなぜそのように明記していないのか。</p>	<p>(4)1)について 第47条第2項(意見募集時点の省令案では、第48条第2項)の「法第二条第八項に規定する個人番号」とは、法第2条第8項に規定するとおり、個人番号(法第2条第5項)及び情報提供用個人識別符号(令第20条第1項)を含むものです。 2)及び3)について 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に当たっては、情報提供用個人識別符号(令第20条第1項)を用いることとなりますが、情報照会者及び情報提供者による情報提供等の記録の管理においては、法第2条第5項に規定する個人番号を用いることも考えられるところです。このため、第47条第2項(意見募集時点の省令案では、第48条第2項)の規定では、双方を含む、法第2条第8項の規定による個人番号として規定しています。</p>
53	<p>省令案の条文番号等:第9条、第25条、別記様式第一及び第二 意見等:単なる再交付ではなく、法第7条第2項による変更後の個人番号が採番された場合には、通知カードや個人番号カードの券面に、それと判別できる事項を記載することを検討していただきたい。 理由等:個人番号が変更となった場合の金融機関における登録変更手続の詳細は未定であるが、以前に届出された個人番号と異なる番号が記載されたカードが提示された場合、既登録内容の誤謬(タイプミス、別人と取り違えて登録等)やカード偽造の可能性もあることから、これらのケースとは違うことが券面上で明らかとなるようにしていただきたい。</p>	<p>従前の個人番号が変更された際に、通知カードや個人番号カードの券面にその旨表示することは予定していません。 個人番号の変更については、各手続において、本人への聴取等を含め必要な確認を行っていただくことを想定しています。 なお、個人番号カードには、カード券面の偽造の有無の確認を行うことのできるアプリケーションや、各種システムや各種様式に転記できるよう、個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別のテキストデータを読み出すアプリケーションを搭載する予定です。</p>
54	<p>省令案の条文番号等:第9条、第16条、第25条及び第35条 意見等:個人番号の表記における文字サイズ、フォント種類、文字間隔に関する技術的基準について、肉眼での視認性やOCR認識特性などを斟酌のうえ仕様を統一することを検討していただきたい。 理由等:金融機関での個人番号取得時の詳細手順は未定であるが、カードの記載内容を目視、およびOCR認識などのIT技術を併用して個人番号を登録することが想定される。例えば、「十分な文字間隔をとる」、「4桁ごとに間隔を広げる」、「OCR-Bフォントを使用する」といった対応がされると、営業店端末のスキナーでOCR処理をすることができ、誤登録防止や登録事務作業の効率化に繋がる。(なお、バーコードや磁気ストライプといった対応がされると、営業店端末にバーコードリーダーや磁気ストライプカードのリーダー機能が付いている金融機関においては、登録事務作業の効率化に繋がると考える。)</p>	<p>個人番号カード及び通知カードにおける個人番号の文字フォント等については、御意見として参考にさせていただきます。 なお、個人番号カードについては、暗証番号又は照合番号の入力により、ICチップ内部から個人番号のテキストデータを読み出すことが可能です。</p>

55	<p>意見する条文:省令第10条第1号 意見の概要:通知カードの追記欄等に変更にかかる事項を記載するほか、これに代わる措置も可能とする。</p> <p>具体的な理由:住民票コードの確認として、住民票コード通知票を無料で発行しているが、個人番号についても、市区町村の窓口で無料で「個人番号通知票」が発行できることとし、通知カードへの追加記載にかえて、個人番号通知票を発行する。これにより、市民に対して迅速に対応できること、また、市民が個人番号カード等を持参しなかった場合、有料の住民票の写しを取得することなく、無料で個人番号の確認が可能となるため。</p>	<p>番号法上、個人番号の通知は、通知カードにより行うこととなっているため(法第7条1項等)、これを別の書面で代替することはできません。</p> <p>市町村において、通知カード又は住民票の写しとは別途、個人番号を記載した書類を発行することは妨げられませんが、当該書類が番号法上の番号確認を行うための書類として認められるかについては、各個人番号利用事務実施者毎の判断となります。</p>
56	<p>意見する条文:省令第29条第1項、第2項、省令第36条第1項 意見の概要:個人番号カードの更新についてご教示いただきたい。</p> <p>具体的な理由:個人番号カードの有効期間が満了して新たな個人番号カードを取得する場合、新規と違い、市民は2度、市区町村窓口へ出向かなければならないように読み取れるがいかがか。また、有効期間の満了が近づいた場合、それについての市民への通知がなされるかについても触れられていない。また、市民への通知を実施する場合は、全国統一の様式とし、効率的に発行できるよう機構への委任事項とされたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>個人番号カードの有効期間が満了して新たな個人番号カードを取得する際の手続の詳細については、今後検討する予定です。</p>
57	<p>意見する条文:省令第36条第1項 意見の概要:市町村長が機構に委任できる事務について、以下の項目を追加する。 ・個人番号カードの交付(発送)</p> <p>具体的な理由:市町村の窓口で個人番号カードの交付申請があり、本人確認が完了した場合は、申請者本人の希望(選択制)により、機構から直接、本人へ個人番号カードを郵送することができるようにするため。交付には、暗証番号の設定も含むものと解し、直接本人へ個人番号カードを郵送することを希望する者及び本人が希望(選択制)する場合は、交付申請書に暗証番号を記載の上で提出し、機構において暗証番号の設定をする。本人が希望しない場合は、市町村窓口で本人が暗証番号を設定できるものとする。</p>	<p>個人番号カードは、個人番号の提供手続における本人確認の際、一枚で番号確認及び身元確認が可能となる本人確認書類であり、本人に対して確実に交付するため、原則として、本人に市町村窓口への出頭を求め、本人確認を行った上で交付を行う必要があるものと考えています。</p>
58	<p>意見する条文:省令第36条第2項 意見の概要:委任市町村長が行わない事務として、同項第2号、第7号及び第8号に掲げる事務を除くとあるが、同項第3号中「交付申請書の受付」及び「個人番号カードの交付(発送)」を加えて、委任市町村長でも行えるようにする。</p> <p>具体的な理由:申請者の希望により、市区町村の窓口で個人番号カードの交付申請の受付が行えること及び機構が個人番号カードを直接申請者へ発送できるようにするため。</p>	<p>機構に通知カード・個人番号カード関連事務を委任した場合、個人番号カードの交付申請書の受付は機構が一括して行うこととなりますが、住民の交付申請書を市町村窓口で受け取り、機構に送付する運用も可能とする予定です。</p> <p>個人番号カードの交付については、個人番号カードが、個人番号の提供手続における本人確認の際、一枚で番号確認及び身元確認が可能となる証明書類であることから、本人に対して確実に交付するため、原則として、本人に市町村窓口への出頭を求め、本人確認を行った上で交付を行う必要があるものと考えています。</p>
59	<p>意見する条文:省令第37条第1項第3号 意見の概要:新たな通知カードの発送が必要な場合のみ、機構へ通知することとする。</p> <p>具体的な理由:現在のところ、通知カードの返戻分処理は市区町村で行うことになっており、通知カードの返戻状況を機構へ通知しなければならない理由が不明であるため、返戻情報を機構へ通知しなければならない理由及び通知後の手続きについて詳細をご教示いただきたい。</p>	<p>通知カードの送付に関する事務処理の詳細については、現在検討中であり、今後通知等により示す予定です。</p>
60	<p>意見する条文:別記様式第1(第9条関係) 意見の概要:備考1において、厚さについても規定する。</p> <p>具体的な理由:通知カードは、裏面への追加記載が予定されている。それに対応するために、現在、一般的に流通しているカード追加記載用プリンタが通知カードの追加記載にも対応できるものとするために、個人番号カードの厚さを住基カードと同一とし、また、通知カードの厚さもこれと同一とされたい。カードへの追加記載は、手書き対応よりプリンタによる印字であることが、市民サービスの観点からも、より望ましいと考えるため。</p>	<p>住民基本台帳カードに関する規定の例にならい、本省令では、個人番号カード及び通知カードの厚さについて特段の規定は置かないこととしています。</p> <p>なお、個人番号カードはICカードであり、住民基本台帳カードと同一の厚さとするを想定しています。一方で、通知カードは紙カードであり、個人番号カードや住民基本台帳カードよりも厚さが薄くなる予定です。</p>

61	<p>意見する条文:省令第10条 意見の概要:住民異動の届出等があり、当該届出に併せて、通知カードの追記欄に変更に係る事項を記載し返還する取扱いについては、原則行わなければならない事務としないほうがいいのではないか。</p> <p>具体的な理由:通知カードは、全国民に対してその個人番号を通知するために交付されるものである。その通知カードに、住所異動の届出等があった都度変更事項を記入することは、多大な事務量が発生し自治体の業務に支障が出るおそれがある。</p>	<p>番号法上、個人番号の提供手続において、通知カード及び運転免許証等の証明書類の提示により番号確認及び身元確認を行うことができるものとされており、通知カードを継続的に利用できるよう、法第7条第4項及び第5項に基づき、記載事項の変更を行う必要があります。</p>
62	<p>意見する条文:省令第11条 意見の概要:通知カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付であるが、再交付する際にはどこまでの情報を記載することを考えているのか。</p> <p>具体的な理由:住民異動等が多数あるため記載スペースがなくなっている状況なので、当然再交付時には、記載事項を余白を残すためにも省略する必要があると思われる。</p>	<p>通知カードを再交付する際には、再交付申請時における本人の氏名、住所等を記載すれば足り、過去の異動情報について改めて記載する必要はないものと考えています。</p>
63	<p>意見する条文:省令第10条1項 意見の概要:通知カードに係る記載事項の変更等の追記欄等への変更の記載を機構で行ってほしい。</p> <p>具体的な理由:住所異動等の変更がある都度、通知カードの追記処理を市町村窓口で行うことは、多大な事務量が発生し各市町村の業務に支障が出るおそれがある。手続きに来庁されるお客様には長時間お待たせすることにもなり、市民サービスの低下が懸念される。</p>	<p>機構で通知カードに係る記載事項の変更手続を行うこととすると、市町村窓口で当該手続を行うよりもさらに時間を要することが想定されるため、適切ではないと考えます。</p>
64	<p>意見する条文:省令第27条2項 意見の概要:外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例の手続き先を、住所地市町村長ではなく機構に変更してほしい。</p> <p>具体的な理由:在留資格等の変更がある都度、個人番号カードの変更手続きを市町村窓口で行うことは、多大な事務量が発生し各市町村の業務に支障が出るおそれがある。手続きに来庁されるお客様には長時間お待たせすることにもなり、市民サービスの低下が懸念される。</p>	<p>外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の変更の際には、市町村において、当該外国人住民の変更後の在留期間等の確認を行う必要があり、機構で当該手続を行うこととするのは適切ではないと考えます。個人番号カードの有効期間が満了して新たな個人番号カードを取得する際の手続の詳細については今後検討する予定です。</p>
65	<p>意見する条文:省令第28条、29条 意見の概要:個人番号カードの再交付申請等及び有効期間内の交付申請等の手続き先を、住所地市町村長ではなく機構に変更してほしい。 また、機構に対し処理を行うことにより変更されると予想される省令の項目も変更してほしい。</p> <p>具体的な理由:新たな個人番号カードの申請等があった都度、市町村窓口で手続きすることは、多大な事務量が発生し各市町村の業務に支障が出るおそれがある。市民にとっても何度も足を運ぶことになり負担をかけることになる。</p>	<p>個人番号カードの再交付手続では、市町村において、個人番号カードの再交付事由に当たるか等について確認を行う必要があるため、機構で当該手続を行うこととするのは適切でないと考えます。なお、個人番号カードの有効期間が満了して新たな個人番号カードを取得する際の手続の詳細については、今後検討する予定です。</p>
66	<p>意見する条文:省令第36条2項 意見の概要:(同項第二号、第七号及び第八号に掲げる事務を除く。)を削除してほしい。特に第二号と第八号は必ず削除してほしい。</p> <p>具体的な理由:通知カード及び個人番号カードの状況管理や問い合わせの対応まで、各市町村では管理しきれないと考えられるため。また、多大な事務量が発生し各市町村の業務に支障が出るおそれがある。</p>	<p>ご指摘に関し、規定を修正する必要はないものと考えています。通知カード及び個人番号カードに関する運用等の状況については、機構がその事務において把握する情報(通知カードの発送、個人番号カードの利用の一時停止に関する情報等)と、市町村長がその事務において把握する情報(個人番号カードの失効、返納に係る情報等)とを一体として管理する必要があります。また、通知カード及び個人番号カードに関する住民からの問合せについては、機構にコールセンターが設置され、必要な対応が行われる予定ですが、市町村に問合せがあった場合には、市町村においても適宜対応する必要があるものと考えています。</p>

<p>意見する条文:第34条 意見の概要:個人番号カードの暗証番号設定は、交付申請者が申込書に暗証番号を直接記入し、地方公共団体情報システム機構が暗証番号の入力作業を行うことにより、カード交付の窓口事務の円滑化を図る。</p> <p>67 具体的な理由:個人番号カードの交付事務については、スタート時点の平成28年1月～3月頃にカード受領者が集中し、カード交付事務の窓口が大変混雑することが想定されます。こうした状況の中で、現省令案では、暗証番号の入力を交付窓口で行うことから、交付に手間がかかり、カード受領者の方々に多大なご迷惑をおかけすることが懸念されます。こうした状況が生じると区役所のサービスが低下するとともに、カードに対する不信感を生じさせ、個人番号制度全体の信頼性の低下につながります。</p>	<p>第33条(意見募集時点の省令案では、第34条)に規定する暗証番号は、個人番号カードを用いた転入届の特例や、住所地市町村以外の市町村における住民票の写しの交付の特例等の手続において、個人番号カードを用いた本人確認が必要な場合に利用することとなるものです。 この暗証番号は、個人番号カード交付時に、原則として本人が設定すべきものと考えています。</p>
<p>意見する条文:第36条 意見の概要:通知カード・個人番号カード関連事務に「暗証番号の入力」を加える。</p> <p>68 具体的な理由:同上</p>	<p>第33条(意見募集時点の省令案では、第34条)に規定する暗証番号は、個人番号カードを用いた転入届の特例や、住所地市町村以外の市町村における住民票の写しの交付の特例等の手続において、個人番号カードを用いた本人確認が必要な場合に利用することとなるものです。 この暗証番号は、個人番号カード交付時に、原則として本人が設定すべきものと考えています。</p>
<p>意見する条文:第37条 意見の概要:通知カード・個人番号カード関連事務の機構への通知事項に「暗証番号」を加える。</p> <p>69 具体的な理由:同上</p>	<p>第33条(意見募集時点の省令案では、第34条)に規定する暗証番号は、個人番号カードを用いた転入届の特例や、住所地市町村以外の市町村における住民票の写しの交付の特例等の手続において、個人番号カードを用いた本人確認が必要な場合に利用することとなるものです。 この暗証番号は、個人番号カード交付時に、原則として本人が設定すべきものと考えています。</p>
<p>意見する条文:省令第11条 意見の概要:通知カードの未着、再発行等の対応は機構で行ってほしい。社会保障や税のシステムにおいて、今後広く利用されることが見込まれるため、全国各市町村でバラバラに対応するよりも国レベルの一元管理で広く浸透するようにしてほしい。</p> <p>70 具体的な理由:通知カードは全国民に対してその個人番号を通知するために交付されるものであり、番号法の主旨、目的、利用範囲が広く社会に認知されるまでは通知カードの新規発送や再発行については機構が責任を持って対応すべきである。再発行状況についても不正取得を防ぐため、通知カード発送履歴を含めて機構での一元管理が望ましい。また未着、再交付について対応することは各市町村窓口の混雑が予想され、各自治体の業務に支障が生じるため。</p>	<p>通知カードが未達となった場合には、市町村において、事前に市町村から機構に通知していた通知カードの発送先の住所等が正しいか等の確認を行う必要があります。 通知カードが未達の場合等の対応方針については、今後通知等において示す予定です。</p>
<p>意見する条文:省令第34条 第36条 意見の概要:個人番号カードの申請は証明書等の郵送請求のように本人確認資料を同封し、暗証番号を記載する申請書書式とし、暗証番号登録まで完了した個人番号カードを申請者本人に機構から直接送付してもらう。</p> <p>71 具体的な理由:個人番号を通知するとともに個人番号カードの案内が全国民に届くので、要不要に関わらず個人番号カードを申し込む方が非常に多いと予想される。各市町村窓口の混雑は避けられず、各自治体の業務にかなり支障が生じるため。</p>	<p>第33条(意見募集時点の省令案では、第34条)に規定する暗証番号は、個人番号カードを用いた転入届の特例や、住所地市町村以外の市町村における住民票の写しの交付の特例等の手続において、個人番号カードを用いた本人確認が必要な場合に利用することとなるものです。 この暗証番号は、個人番号カード交付時に、原則として本人が設定すべきものと考えています。 また、個人番号カードは、個人番号の提供手続における本人確認の際、一枚で番号確認及び身元確認が可能となる本人確認書類であり、本人に対して確実に交付するため、原則として、本人に市町村窓口への出頭を求め、本人確認を行った上で交付を行う必要があるものと考えています。</p>

72	<p>意見する条文:省令第34条・第36条 意見の概要:【国民のライフスタイルに沿った交付方法の実施】 個人番号カード申請書類にパスワードを記入した上で申請することとし、機構においてパスワード入力及び申請者あて発送してください。また、個人番号カードは各人の住所に送付し、警察に設置してあるIC免許証の確認端末のようなものを役場に設け、それで各自に動作確認させることはできないでしょうか？</p> <p>具体的な理由:①申請者が交付に来所することは負担です。高齢や障害で来られない方もおみえになります。②多くの方は平日勤務で、仕事を休まないと受けとることができません。③カードの交付には、思いの他時間がかかり、1日に数十枚程度しかきません。多くの方が利用される当課ではカード交付で激しく混乱することが心配されます。その日に交付できず、帰っていただく事態にもなりかねません。</p>	<p>第34条に規定する暗証番号は、個人番号カードを用いた転入届の特例や、住所地市町村以外の市町村における住民票の写しの交付の特例等の手続において、個人番号カードを用いた本人確認が必要な場合に利用することとなるものです。</p> <p>この暗証番号は、個人番号カード交付時に、原則として本人が設定すべきものと考えています。</p> <p>また、個人番号カードは、個人番号の提供手続における本人確認の際、一枚で番号確認及び身元確認が可能となる本人確認書類であり、本人に対して確実に交付するため、原則として、本人に市町村窓口への出頭を求め、本人確認を行った上で交付を行う必要があるものと考えています。</p>
73	<p>意見する条文:省令第10条 意見の概要:【転入時の混乱や負担の軽減】 通知カードへの追加記載を再検討していただけないでしょうか。</p> <p>具体的な理由:引っ越しをすると、転入届はじめ様々な手続きが必要となります。このなかで、通知カードの裏書が必要と思われる方、家族全員のカードを持って来られる方は少数と思います。この場合、再度来場していただくこととなりますが、負担です(とくに平日休めない方)。また、通知カードを裏書の対象とするとすべての転入者のカードがその対象になり、この作業に時間を要し、かなりの時間お待たせすることとなります。とくに、2月・3月の繁忙期は激しく混雑します。</p>	<p>番号法上、個人番号の提供手続において、通知カード及び運転免許証等の証明書類の提示により番号確認及び身元確認を行うことができるものとされており、通知カードを継続的に利用できるよう、法第7条第4項及び第5項に基づき、記載事項の変更を行う必要があります。</p>
74	<p>意見する条文:省令第36条 意見の概要:【国民の質問や心配に応える窓口体制の充実】 ①コールセンターの規模拡大及びその周知の徹底をお願いします。</p> <p>具体的な理由:平成27年10月に通知カードが送付が予定されています。新たな制度であり、交付申請用紙が同封されています。多くの方は、「個人番号カード・通知カードとは何か。区別がつかない。交付申請をしなければならぬのか。どういうメリットがあるのか」など、分からないことや不安な思いから、全国から問い合わせが殺到することは確実です。こうした状況に十分応えていただける電話を用意してください。</p>	<p>機構に通知カード・個人番号カード関連事務を委任した場合、通知カード及び個人番号カードに関する住民からの問合せに対応できるよう、機構にコールセンターが設置される予定です。</p>
75	<p>意見する条文:省令第36条 意見の概要:【個人番号カード交付のきめ細かなご案内】 個人番号カード交付通知書に各市町村が補記できるように空欄を設けてください。</p> <p>具体的な理由:来庁の際の持ち物、来庁時刻等の注意事項が記載できるように空欄を設けてください。交付場所をお知らせするスペースは必須です。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
76	<p>意見する条文:省令第36条 意見の概要:【国民の個人情報保護】 送付できなかった通知カード及び一定期間受け取り人の現れなかった個人番号カードを機構に返戻させてください。</p> <p>具体的な理由:多数の通知カードがあて先に届かないことが想定されますが、当課では居住実態を含めた送付先の実態調査はできません。個人番号カードも交付できないものが多数生ずることが想定されます。このため、両カードを長期間役場で多数保管することになりますが、個人情報保護上危険です。</p>	<p>通知カードが未達となった場合には、市町村において、事前に市町村から機構に連絡していた通知カードの発送先の住所等が正しいか等の確認を行う必要があります。</p> <p>通知カードが未達の場合や個人番号カードが交付できない場合の対応方針については、今後通知等において示す予定です。</p>

77	<p>意見する条文: 法第17条第4項 意見の概要: 【国民に配慮したカードの追記制度】 転入後、追加記載(新住所等)の遅延により個人番号カードや通知カードが失効しないよう、制度を考えてください。</p> <p>具体的な理由: 住基カードと同じ継続利用の要件をあてはめると、14日以内での転出入等の要件を満たしていない世帯が少なからずいることから、かなり多くの国民が他市町村へ住所異動する際にカードを失うこととなります。あるいは、14日の要件を満たそうとして虚偽の転入日での住所異動が横行し、実態に即さない住定日の住民票が多数発生します。</p>	<p>転入手続に当たり、個人番号カードが提示されず、当該個人番号カードを継続利用するために必要な処理が行われない場合には、当該個人番号カードは住民基本台帳ネットワークシステム上で利用することができず、個人番号カードを用いた転入手続の特例や、住所地市町村以外の市町村における住民票の写しの交付の特例といった住民基本台帳ネットワークシステムを介したサービスを提供できなくなります。このような個人番号カードをいつまでも有効なカードとしておくのは適切でないため、令第14条第2号及び第3号に規定するとおり、一定期間経過後に失効させる必要があると考えています。</p>
78	<p>意見する条文: 省令第10条 意見の概要: 住民基本台帳法第22条第1項の規定による届出をする場合や通知カードの記載事項に変更があった場合において、当該届出に併せて、通知カードの追記欄に変更に係る事項を記載し返還する取扱いについては、原則行わなければならない事務としない方がいいのではないかと。</p> <p>具体的な理由: 通知カードは、全国民に対してその個人番号を通知するために交付されるものである。その通知カードに、住所異動の届出等があった都度変更事項を記入することは、多大な事務量が発生し市区町村の業務に支障が出るおそれがある。</p>	<p>番号法上、個人番号の提供手続において、通知カード及び運転免許証等の証明書類の提示により番号確認及び身元確認を行うことができるものとされており、通知カードを継続的に利用できるよう、法第7条第4項及び第5項に基づき、記載事項の変更を行う必要があります。</p>
79	<p>意見する条文: 省令第10条 意見の概要: 住民基本台帳法第22条第1項の規定による届出をする場合において、当該届出に併せて、通知カードの追記欄に変更に係る事項を記載し返還する取扱いについては、裏面の追記により対応するのではなく、変更事項を記載した新しい通知カードを機構から送付する扱いとした方がいいのではないかと。</p> <p>具体的な理由: 通知カードは、全国民に対してその個人番号を通知するために交付されるものである。その通知カードに、住所異動の届出等があった都度異動者全員のカードに変更事項を記入することは、多大な事務量が発生し各自治体のこれまでの業務に支障が出るおそれがある。また、窓口で住民異動届を提出した市民が通知カードを忘れた場合、催促し、再度来庁させ記入させることは困難を伴い、記載している市民としない市民との間で取り扱いの差が生じてしまうことになる。</p>	<p>番号法上、個人番号の提供手続において、通知カード及び運転免許証等の証明書類の提示により番号確認及び身元確認を行うことができるものとされており、番号制度開始後に送付される通知カードを継続的に利用できるよう、法第7条第4項及び第5項に基づき、記載事項の変更を行う必要があると考えています。</p>
80	<p>意見する条文: 省令第11条 意見の概要: 通知カードの未着、再発行、返戻分調査等について機構で対応して欲しい。個人番号については様々な分野で活用されることが見込まれており、またなりすまし等犯罪事件の防止のためにも国レベルでの一元管理が望ましいのではないかと。</p> <p>具体的な理由: 通知カードは、全国民に対してその個人番号を通知するために交付されるものであり、番号法の主旨、目的、利用範囲が広く社会に認知されるまでは通知カードの再発行や新規発行等の通知カード関連事務については、機構が責任を持って対応すべきである。通知カードの発送、返送、再交付等の事務についても市区町村で対応するとすると、他業務を大きく圧迫し、市区町村の業務に多大な支障が生じる。また、通知カードの発送履歴については一元管理を行わないと、二重取得や不正取得、偽造、なりすまし等により犯罪事件に発展する恐れがある。</p>	<p>通知カードが未達となった場合には、市町村において、事前に市町村から機構に連絡していた通知カードの発送先の住所等が正しいか等の確認を行う必要があります。通知カードが未達の場合等の対応方針については、今後通知等において示す予定です。</p>

81	<p>意見する条文:省令第34条 第36条 意見の概要:個人番号カードの申請は証明書等の郵送請求のように本人確認資料を同封し、暗証番号を記載する申請書式とし、暗証番号の設定まで完了した個人番号カードを申請者本人に機構から直接送付してもらうのがよいのではないか。</p> <p>具体的な理由:①国が住民基本台帳カードの二の舞にならぬよう国策として社会基盤として重視し、国民に広くいきわたるようにしていること ②無料の想定であること ③新たな制度が開始され、住民基本台帳カードのような本人確認資料としてだけでなく、受付時に暗証番号設定以外に様々な質問がなげかけられることが予想され、1件あたりの所要時間が住民基本台帳カードの場合よりも格段に事務量が増えることが想定されること ④また民間のクレジットカードの作成時にはお客様の来社の負担を減らし、出来る限り郵送でのやり取りを行い来社していないこと 以上、窓口や問い合わせ等で混乱し、市民に迷惑をかけてしまう可能性が高いため。</p>	<p>第33条(意見募集時点の省令第34条)に規定する暗証番号は、個人番号カードを用いた転入届の特例や、住所地市町村以外の市町村における住民票の写しの交付の特例等の手続において、個人番号カードを用いた本人確認が必要な場合に利用することとなるものです。 この暗証番号は、個人番号カード交付時に、原則として本人が設定すべきものと考えています。 また、個人番号カードは、個人番号の提供手続における本人確認の際、一枚で番号確認及び身元確認が可能となる本人確認書類であり、本人に対して確実に交付するため、原則として、本人に市町村窓口への出頭を求め、本人確認を行った上で交付を行う必要があるものと考えています。</p>
82	<p>意見する条文:省令第23条 第36条 意見の概要:個人番号カードの交付申請書は受理した日から15年間保存することとなっているが、長いものでも保存期限は10年が多いことからすると、長すぎるのではないか。なぜ15年なのか。 また、交付申請書の保存は機構に委任できるとあるが、実務上市区町村では交付申請書の保存は行わないことになるという見解でよろしいか。</p> <p>具体的な理由:保存期間が15年の長期にわたる文書を保存すると、他の書類のスペースの問題もあり、保管場所および書類の管理が困難である。 省令第36条によれば、「交付申請書の受付及び保存は機構に行わせることが出来る」とあるので、実務上は機構が管理することになるという見解でよいのか、確認したい。</p>	<p>公的個人認証サービスの電子証明書に係る発行申請書の保存期間については、現在、発行申請書を受理した日から、電子証明書の有効期間(現行制度では、発行の日から起算して3年。番号制度後は、原則として発行の日から5回目の誕生日までとされる予定)の満了すべき日から起算して10年を経過する日までとされていますが、番号制度後は、これを踏まえて、発行申請書を受理した日から15年とされる予定です。 個人番号カードの交付申請書については、電子証明書の発行申請書と併せて保存する運用も想定されるため、これらの書類の保存期間を揃えることとし、個人番号カードの交付申請書の保存期間をその受理の日から15年とすることとしています。 また、通知カード・個人番号カード関連事務を機構に委託した場合、個人番号カードの交付申請書の保存は、機構のみで行うこととなります。</p>
83	<p>意見する条文: * 省令(案)第10条1 通知カードの追記欄等に変更に係る事項 を記載し、これを返納すること。 * 省令(案)第11条2 (通知カードの再交付の申請等) 通知カードの追記欄の余白がなくなったとき。</p> <p>意見の概要: 通知カードの記載事項に変更があった場合における処理を「追記欄への記載若しくは記載に代えて変更後の記載のある通知カードを引換えて交付することができるものとする。」よう変更するとともに関係条文を調整することを求める。</p> <p>具体的な理由: 転出入の多い大都市では、すべての住民が持つ通知カードの記載事項変更事務は、異動集中期に膨大な窓口業務が集中することが予想される。区で記載変更するよりも新たに通知カードを交付することにより、窓口のスムーズな対応も可能となり、しかも、正確に事務処理が行えるため。 効果:記載誤り防止、追加欄余白なしの場合の再交付申請が不要となる。</p>	<p>番号法上、個人番号の提供手続において、通知カード及び運転免許証等の証明書類の提示により番号確認及び身元確認を行うことができるものとされており、番号制度開始後に送付される通知カードを継続的に利用できるよう、通知カードに追記欄を設け、法第7条第4項及び第5項に基づき、記載事項の変更を行う必要があると考えています。</p>

<p>意見する条文： * 省令(案)第10条1 通知カードの追記欄等に変更に係る事項 を記載し、これを返納すること。 * 省令(案)第36条 (通知カード、個人番号カード関連事務の委任)</p> <p>意見の概要： 84 上記の交付が不可の場合 通知カードの記載事項に変更があった場合における追加欄への記載等の事務を機構への委任事務に追加することを求める。</p> <p>具体的な理由： 転出入の多い大都市では、すべての住民が持つ通知カードの記載事項変更事務は、異動集中期に膨大な窓口業務が集中することが予想される。区で記載変更するよりも機構に委任することにより、窓口のスムーズな対応が可能となる。</p>	<p>機構で通知カードに係る記載事項の変更手続を行うこととすると、市町村窓口で当該手続を行うよりもさらに時間を要することが想定されるため、適切ではないと考えます。</p>
<p>【該当箇所】省令案第11条 【意見】通知カードの再交付を求める際には、写真付きの身分証明書や公共料金の領収書等の提示を義務付けるべきである。 85 【理由】個人番号が記載される通知カードは、個人番号カードの交付を受ける前には本人確認の手段として利用され、個人番号カードの交付を求める際にも必要となる。このように通知カードは重要性が高いため、その再交付申請の際には、身分証明書や公共料金の領収書等により本人であることを確認する手続が必要である。</p>	<p>通知カードの再交付手続の際の本人確認について、追加して規定することとします。</p>
<p>86 検査用数字を算出する算式(第五条の「令第八条の総務省令で定める算式」)は変更するべきである。現状の算式によると、検査用数字0から9のうち、0の出現頻度が他の数字の2倍となる。このことは、検査用数字が0となる組み合わせにおける誤り検出能力が、他の数字の組み合わせに対し2倍程度劣化することを意味する。住民票コードと異なり、広範に使われる予定である個人番号については、民間における事務処理において高い誤り検出能力が求められるべきであり、特に「偶然」検査用数字が0となる個人番号を割り当てられた国民が、他の国民よりも2倍の確率で事務処理誤りにおける被害を被りかねないことは、法の下での平等の精神にも反する。</p> <p>また現状の算式は、比較的多い間違いである「2ケタの入力の入れ替え」に対してさほど強くない。詳細は精査されるべきだと思われるが、例えば 123456789050 となる個人番号は 123456798050 と打ち間違えられてもこの算式では検出できない。</p> <p>よってこの算式は、0から9まで同確率で出現し誤り訂正できる算式に置き換えるべきである。また、2ケタの入力の入れ替えについても検出能力が高い算式が望ましい。そのような算式の例としては、国際的な流通コードであるEANコードで使われている算式があげられる。条文内の式でいえば、Qnについて奇数桁を1、偶数桁を3とした上で、算式を $10 - \sum (P_n \times Q_n \text{ を } 10 \text{ で除した余り})$ とする。</p>	<p>個人番号の検査用数字については、これまでの住基ネットにおける運用実績等も踏まえた上で、住民票コードの検査用数字と同様の算式としています。</p>
<p>87 ○申請書における性別記載について 第11条の通知カードの再交付申請書をはじめとするその他の国民が提出する申請書において、性別の記載を削除していただきたい。 現在、性同一性障害等、人権保護の観点から、本市を含め多くの自治体において申請書等の記載事項から性別を削除する見直しに取り組んでいるところです。このような状況を踏まえ、よろしくご検討いただきたい。</p>	<p>通知カードの再交付申請手続では、再交付を求めようとする者を特定するため、再交付申請書にその者の氏名、住所等を記載することとしていますが、個人番号を記載できる場合には、生年月日及び性別の記載は不要としています。 その他の申請書についても基本的には同様の取扱いとすることを予定しています。</p>

88	<p>○個人番号カードの暗証番号の設定について</p> <p>第34条について、交付手続きに係る住民の待ち時間や手間の削減のため、個人番号カードの暗証番号の設定は、住所地市町村長が行うことができるよう変更をお願いしたい。</p> <p>また、本省令での規定事項ではないが、個人番号カードの交付に際する、令第13条に定める交付申請者の事務所への出頭について、交付申請時に運転免許証等により本人確認ができていない場合に限り、住所地宛てへの郵送による交付を可能とする見直しをご検討いただきたい。</p> <p>当該事務に伴う住民サービスの向上と市町村事務の効率化へのご理解をお願いしたい。</p>	<p>第33条(意見募集時点の省令案では、第34条)に規定する暗証番号は、個人番号カードを用いた転入届の特例や、住所地市町村以外の市町村における住民票の写しの交付の特例等の手続において、個人番号カードを用いた本人確認が必要な場合に利用することとなるものです。</p> <p>この暗証番号は、個人番号カード交付時に、原則として本人が設定すべきものと考えています。</p>
89	<p>○通知カード・個人番号カード関連事務の委任について</p> <p>・第36条第2項の規定は不要と考えます。</p> <p>機構に委任することをもって、事務主管である委任市町村において当該事務を行えないとする必要性が理解できかねます。</p> <p>・第38条にて規定する費用を交付金とすることについては、当該条文を削除し、機構と市町村との同意に基づく委任として、委託料とすることを検討いただきたい。</p> <p>交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律においても、その対象とされており、これに準じた取扱いがなされている自治体も多いと思慮される。しかしながら、現在、機構から示されている手続きが、委任状のみの提出であったり、同上第2項では、交付金の額を機構が定めることとする等、市町村の事務運用を混乱させるものとなっている。</p>	<p>機構に通知カード・個人番号カード関連事務を委任することとした場合には、事務の煩雑化を防ぐため、第35条第2項(意見募集時点の省令案では、第36条第2項)により市町村長が行わないこととする事務から除かれている事務を除き、機構において一元的に事務を行うべきと考えています。</p> <p>通知カード・個人番号カード関連事務に要する費用については、第37条第2項(意見募集時点の省令案では、第38条第2項)において機構の定款で定めることとしていますが、毎年、代表者会議において、通知カード・個人番号カード関連事務の費用額について定めることとなる予定です。</p>
90	<p>番号カードの交付等の事務に関する地方公共団体情報システム機構(以下「機構」といいます。)への委任に関する規定についてどうしても確認したいことがあり、送らせていただきます。</p> <p>省令案36条から40条までの規定によれば、市町村長は省令36条各号の事務について、機構に委任できるとされています。この委任については市町村への説明会等でも情報提供をいただいておりますが、国民健康保険法による国保連や診療報酬支払基金への事務の「委託」と同様のものと捉えていました。しかしながら、省令の規定には「委任」という文言があり、また、機構から今月に入って提示された事務の委任に係る「委任書」の様式を見ると、区長の権限を区に残したままの「委託」ではなく、区長の権限を機構に対して渡すかたちの「委任」を想定されているように見えます。</p> <p>地方自治法では、252条の14で普通地方公共団体の間の事務の委託、252条の17の2では都道府県から市町村への事務処理特例が規定されていますが、いずれも議決又は条例の制定が要請されています。また、自治法上はこのほかに他団体への事務の委任は許されていないと思います。他方では、住民基本台帳法で、指定情報処理機関への事務の委任が規定されていますが、これは自治法に対する特別法なのかと理解しています。</p> <p>番号法上は市町村長の事務としておきながら、省令でこのような内容を規定することは、他団体への委任に当たって議決等で民意を仰ぐこととする自治法の趣旨に反するのではないのでしょうか？</p> <p>また、個人情報保護等の観点からも、委託元に委託先の監督義務が残る委託とは異なり、権限を渡してしまうとそれきりとなり、番号法上当該事務の実施者として規定されている区として区民に対する責任が果たせないと考えます。</p> <p>機構に対して委任する方法ならば、番号法の改正が必要だと思います。ご検討をよろしく申し上げます。</p>	<p>番号法令上、市町村長が行うものとされている通知カードによる個人番号の通知や個人番号カードの交付について、その権限を他主体に委譲することはできませんが、通知カード及び個人番号カードに係る事務であって第35条第1項各号(意見募集時点の省令案では、第36条第1項各号)に掲げる事務(通知カード・個人番号カード関連事務)については他主体に行わせることが可能と考えています。</p>